

鎌倉市市費負担教員の任用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和8年（2026年）3月31日

鎌倉市教育委員会教育長

高橋 27

鎌倉市市費負担教員の任用等に関する条例施行規則の一部を改正
する規則

鎌倉市市費負担教員の任用等に関する条例施行規則（令和7年6月教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第3条中「学校長」を「校長」に改める。

第8条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 条例第10条第2項に規定する規則で定める校務類型（以下「校務類型」という。）に係る業務を分掌する職員（以下「学級担任等」という。）の義務教育等教員特別手当は、別表第3で定める額に、それぞれ同表の備考に掲げる額を加えた額とする。
- 3 学級担任等が、月の初日から末日までの間において引き続き16日以上次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定による加算は行わないものとする。

(1) 出張した場合

(2) 研修に参加した場合

(3) 勤務しなかった場合（鎌倉市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8号）第18条第1項第1号に規定する休職の場合及び鎌倉市役所職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（昭和31年6月規則第13号）第3条の2第1項に規定する療養休暇（同項第1号に規定する傷病によるものに限る。）の場合を除く。）

第8条の次に次の1条を加える。

（校務類型）

第8条の2 校務類型は、次の各号に掲げる校務の種類とする。

(1) 学級（小学校及び中学校の学級に限る。）を担任する業務

(2) 前号に掲げるもの以外の校務

第9条の次に次の1条を加える。

（旅費）

第9条の2 条例第14条第1項に規定する規則で定める旅費の額は、原動機付自転車その他の交通用具（自転車を除く。）を使用して走行した路程に応じ、1キロメートルにつき18円とする。

- 2 前項に規定する路程において1キロメートル未満の端数が生じたときは、小数点第2位以下を切り捨てるものとする。

別表第2第1号アに規定する業務の項中「6時間」を「4時間」に、「7,500円」を「8,000円」に改め、同表第1号イ及びウに規定する業務の項中「6時

間」を「4時間」に、「7,000円」を「8,000円」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第8条）

教職経験月数	大学院卒	大学卒	短大卒
12月未満	2,100円	1,800円	1,600円
12月以上24月未満	2,200円	1,900円	1,700円
24月以上36月未満	2,300円	2,000円	1,700円
36月以上48月未満	2,400円	2,100円	1,800円
48月以上60月未満	2,600円	2,200円	1,900円
60月以上72月未満	2,700円	2,300円	2,000円
72月以上84月未満	2,800円	2,400円	2,100円
84月以上96月未満	3,000円	2,600円	2,200円
96月以上108月未満	3,200円	2,700円	2,300円
108月以上120月未満	3,300円	2,800円	2,400円
120月以上132月未満	3,400円	3,000円	2,600円
132月以上144月未満	3,500円	3,200円	2,700円
144月以上156月未満	3,700円	3,300円	2,800円
156月以上168月未満	3,800円	3,400円	3,000円
168月以上180月未満	3,800円	3,500円	3,200円
180月以上192月未満	3,900円	3,700円	3,300円
192月以上204月未満	4,000円	3,800円	3,400円
204月以上	4,100円	3,800円	3,500円

備考 この表の適用を受ける職員のうち、学級担任等には、この表の額に3,000円をそれぞれ加算する。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。